

令和6年11月14日

各務原市内介護保険事業者・  
ケアハウス・有料老人ホーム事業者（サ高住含む） 各位

平素より大変お世話になっております。各務原市 介護保険課 若山と申します。

現行の健康保険証については、R6.12.2から新規発行が終了し、その後は健康保険証が登録されたマイナンバーカードが基本となります。一方、マイナ保険証の登録をしていない方も、『資格確認書』を使用しこれまで通り医療にかかることができます。この度、厚生労働省にてこれらの仕組みや運用方法についてのマニュアルが作成され、ホームページ上で公開されましたので、下記のとおり共有いたします。

厚生労働省 HP「マイナンバーカードの健康保険証利用について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html#kokumin2](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html#kokumin2)

以上、各自ご確認の程よろしくお願いたします。

★

-----  
各務原市役所 健康福祉部  
介護保険課 施設指導係 若山  
TEL：058-383-2067（直通）  
FAX：058-383-6365  
mail：[kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp)

-----★